

介護支援専門員証の更新手続きについて

【千葉県健康福祉部高齢者福祉課】

平素は介護支援業務の円滑な運営に御尽力賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、介護支援専門員証に記載の有効期間満了日が令和8年4月～令和9年3月の方を対象に本通知を送付しております。（令和7年度中に更新研修を修了しない場合、失効する可能性があります。）

なお、既に更新研修を受講済の方や更新手続中である方にも、一律で送付しております。行き違いとなっている場合は何卒御容赦ください。

1. 介護支援専門員証の更新手続きについて

- 更新研修を修了後、有効期間満了日の6か月前から有効期間満了日までの間に千葉県に申請手続を行ってください（有効期間満了日までに必着）。
- 手続に必要な申請書類は、千葉県のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/senmonin/kaigoshien/index.html>

千葉県 介護支援専門員 申請

検索



申請書類は有効期間満了日までに**必着**です。

<注意点>

- * 有効期間満了日までに更新手続を行わなかった場合、介護支援専門員証の効力は失効します。
- * 介護支援専門員証の効力が失効している間は、いかなる理由があっても介護支援専門員としての業務を行うことはできません。
- * 介護支援専門員証の効力が失効したまま介護支援専門員としての業務を行った場合、処分の対象となることがあります。
- * 主任介護支援専門員資格が有効期間内であっても、介護支援専門員証の効力が失効した場合は主任介護支援専門員資格も同時に失効します。

2. 更新研修について

詳細な日程は、千葉県介護支援専門員協議会（毎月1日と15日に更新）・千葉県社会福祉協議会のホームページを御確認ください。

（1）実務経験者（初めて更新を行う方）「A」と「B」の両方を受講する必要があります。

申込窓口：千葉県介護支援専門員協議会（TEL：043-204-3631）

<直近の更新研修の開催時期>

研修名	募集時期	実施時期
A 専門研修Ⅰ（更新研修前期）	令和7年4月（予定）	令和7年5月下旬～7月下旬（予定）
B 専門研修Ⅱ（更新研修後期）	令和7年5月（予定）	令和7年6月下旬～10月中旬（予定）

*****裏面も御確認ください*****

(2) 実務経験者（2回目以降の更新の方）「A」又は「B」を受講する必要があります。

※前回受講の更新研修が、専門Ⅰ・専門Ⅱ又は前期・後期であった場合

※前回受講の更新研修が、専門Ⅱ、後期又は主任更新であった場合

申込窓口：千葉県介護支援専門員協議会（TEL：043-204-3631）

<直近の更新研修の開催時期>

研修名	募集時期	実施時期
A 専門研修Ⅱ（更新研修後期）	令和7年5月（予定）	令和7年6月下旬～10月中旬（予定）
B 主任更新研修	令和7年4月（予定）	令和7年7月～9月（予定）

(3) 実務経験者（2回目以降の更新の方）

「AとBの両方」又は「C」を受講する必要があります。

※前回受講の更新研修が、実務未経験者対象の更新研修であった場合

申込窓口：千葉県介護支援専門員協議会（TEL：043-204-3631）

<直近の更新研修の開催時期>

研修名	募集時期	実施時期
A 専門研修Ⅰ（更新研修前期）	令和7年4月（予定）	令和7年5月下旬～7月下旬（予定）
B 専門研修Ⅱ（更新研修後期）	令和7年5月（予定）	令和7年6月下旬～10月中旬（予定）
C 主任更新研修	令和7年4月（予定）	令和7年7月～9月（予定）

(4) 実務未経験者

申込窓口：千葉県社会福祉協議会（TEL：043-204-1610）

<直近の更新研修の開催時期>

研修名	募集時期	実施時期
更新研修（実務未経験）	令和7年5月（予定）	令和7年9月上旬～12月下旬（予定）

<注意点>

- * 研修受講から修了までには、数か月かかりますので御注意ください。
- * 主任介護支援専門員更新研修を修了した方は、介護支援専門員更新研修を修了したとみなすことができます。（主任介護支援専門員更新研修修了証明書を提出することにより更新申請が可能）

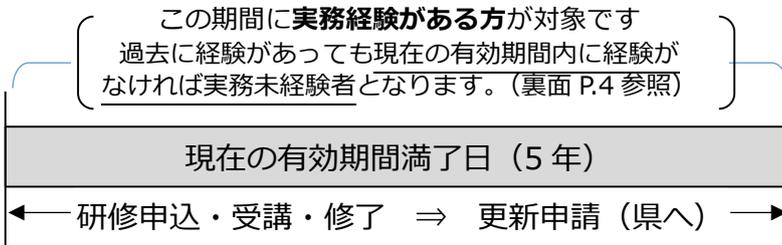
問合せ先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県健康福祉部高齢者福祉課介護保険制度班 電話：043-223-2387 FAX：043-227-0050

更新研修(実務経験者対象)について

【千葉県介護支援専門員協議会】

1 研修受講対象者

更新研修(実務経験者対象)の受講対象者は、介護支援専門員証の交付後(または、前回更新後)にその有効期間が満了するまでの間(5年間)に、介護支援専門員として従事した経験を有する方が対象です。



1. 実務経験の有無によって研修実施団体が異なります。(P.1・2 参照)
2. 要件等の詳細は当会ホームページに掲載される開催案内でご確認ください。

2 研修の種類

- 初めて更新をするためには、専門研修(IとII)又は更新研修(前期と後期)を受講・修了する必要があります。2回目以降では専門II又は更新後期(又は主任更新)が必要です。
- 専門Iは更新前期と、専門IIは更新後期と同内容であることから、千葉県では両方の研修を同時(同日)に開催しております。

必須要件：専門研修・更新研修とも登録地が千葉県の方	
専門研修 I・II	介護支援専門員として従事している方。(現任者) ● Iは実務従事期間6か月以上。IIは3年以上。
更新研修 前期・後期	現在の有効期間内に介護支援専門員としての従事経験がある方。 ● 現在未従事(非現任)の者であっても可(実務従事期間は問わない)。

※要件の詳細はホームページに掲載される開催案内でご確認ください。

3 研修のご案内・申込み

- 専門・更新研修の開催案内等については、詳細が決定次第、順次千葉県介護支援専門員協議会ホームページに掲載します(各研修の開催案内等は、事業所等には郵送されません)。
- 受講要件・対象者は各研修の申込受付開始以降に掲載される開催案内でご確認ください(ご自分の受講時期を確認ください)。

重要!! まずは、当会ホームページで最新の情報を確認してください。

●研修情報確認方法

- ① **千葉県介護支援専門員協議会** **検索** で当会ホームページを開く。
- ② トップページ内のインフォメーション
「**重要なお知らせ** 研修受講者・受講予定の皆様へ」をクリックする。

現在、毎月2回(1日と15日を予定)の更新をしています。
その時点での**最新情報・進捗状況等**を掲載していきますので必ずご確認をお願いいたします。

- ・今後ますます「法定研修のオンライン化」が促進される予定です。
- ・オンライン受講に対応できる環境を整えておくことをお勧めします。



千葉県介護支援専門員協議会 電話：043-204-3631
ホームページ <https://www.chiba-cmc.com/>

更新研修(実務 未経験 者対象) について

【千葉県社会福祉協議会】

1 研修受講対象者

更新研修(実務未経験者対象)の受講対象者は、介護支援専門員証の交付後(または、前回更新後)にその有効期間が満了するまでの間(5年間)に、介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない方が対象です。

この期間に**実務経験がない**方が対象です。
過去に経験があっても、現在の有効期間内に
経験がなければ**実務未経験者**となります。

現在の有効期間満了日(5年)

← 研修申込・受講・修了 ⇒ 更新申請(県へ) →

1. 実務経験の有無によって研修実施団体が異なります。(P.1・2 参照)
2. 有効期間満了日が切れる概ね一年前から受講できます。
3. **2026年(令和8年)3月までに有効期間が満了する方は、令和7年度の受講を検討してください。**

2 研修の開催予定(令和7年度)

(1) 第1回(オンライン研修)

詳細情報のホームページへの掲載時期: 令和7年4月中旬

申込期間: 令和7年5月8日(木)~5月23日(金) ※当日消印有効

実施期間: 令和7年9月上旬~12月下旬

(2) 第2回(集合研修)

詳細情報のホームページへの掲載時期: 令和7年6月中旬

申込期間: 令和7年7月10日(木)~7月25日(金) ※当日消印有効

実施期間: 令和7年10月下旬~令和8年1月下旬

3 申込み方法

千葉県社会福祉協議会のホームページをご確認のうえお申し込みください。

千葉県社会福祉協議会ホームページ【<http://www.chibakenshakyo.com/>】



↓こちらをクリックしてご確認ください。



4 送付先・問合せ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 社会福祉研修センター

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター5階

TEL 043-204-1610